

ビューローベリタス
ビジネスパートナー
行動規範
(BPCC)

VERSION	DATE
VERSION 02	SEPT 15, 2020

PUBLIC INTERNAL RESTRICTED SECRET



BUREAU
VERITAS

<i>Business Partner Code of Conduct</i>	Revision:	Sept 15, 2020
<i>Corporate & External Affairs</i>	Date done:	June 2019

適用範囲	2
実施	2

インテグリティ

1. 贈収賄、汚職、利益誘導の防止	3
2. 利益相反	4
3. 経済制裁とマネーロンダリング防止	4
4. 個人データの機密性とセキュリティ	4
5. 公正競争	5
6. 不正株式取引	5
7. 知的財産と機密情報	5

サステナビリティ

8. 環境保護	5
9. 人権	6

安全性

10. 職場の衛生・安全	7
--------------	---

実施規則

11. 内部告発に関する方針	8
12. 報告	8
13. 違反への対応	8
14. 参考資料	8
15. ビューローベリタス連絡先	8

	Business Partner Code of Conduct	Revision:	Sept 15, 2020
	Corporate & External Affairs	Date done:	June 2019

ビューローベリタスはインテグリティ、サステナビリティ、安全性の基本原則に従って事業活動を行います。弊社は、ビジネスパートナーもまた、これらの基本原則に従って事業活動を行うことを期待します。

ビューローベリタスは、組織のあらゆるレベル、あらゆる事業、及びあらゆる国において、企業の社会的責任をサポートし、人権・労働原則、職場の衛生・安全、環境保全及び贈賄防止に優先的に取り組むことを約束します。

本ビジネスパートナー行動規範 (BPCC) は、以下に定めるビューローベリタス・ビジネスパートナーのための倫理規程及び人権方針に基づくものです。

本 BPCC では、以下を含む、ビューローベリタス・ビジネスパートナーが従うべき要件を定めています。

- 適用される地方、国内及び国際的な法令
- ビューローベリタス倫理規程
- 契約条項

本 BPCC は、国際基準・規則に基づいています。

本 BPCC の規定と倫理規定又は準拠法令との間に矛盾や相違がある場合は、後者を優先するものとします。

より基準の高い法令・契約条項は、上記の一般要件に優先するものとします。

適用範囲

本 BPCC は、事業活動を行う場所にかかわらず、ビューローベリタス・グループ関連会社の全てのビジネスパートナー、すなわち、ジョイントベンチャー・パートナー、下請業者、業務委託先、サプライヤー、代理人などの法人又は個人（それぞれ、「ビジネスパートナー」という）に適用されます。

弊社のビジネスパートナーは、ビューローベリタスのために行う事業活動に適用される全ての法令を遵守し、本 BPCC に定める原則又はこれに相当する原則を適用することが期待されています。

本 BPCC に不明な箇所がある場合は、ビューローベリタス連絡先に問い合わせ、説明を受ける必要があります。

BPCC を遵守しない場合は、取引関係の終了を含む措置を講じることがあります。

実施

ビューローベリタスは、ビジネスパートナーに弊社との契約における BPCC を確認・理解し、これに従うことに同意するよう求めます。BPCC はネット上 (<https://group.bureauveritas.com/>) でアクセス可能です。BPCC は新規ビジネスパートナーに提供した後、既存ビジネスパートナーにも順次提供していきます。

弊社は、取引関係の初期段階から、選定・監視プロセス、アンケートの使用及び（場合によっては）特定対象の調査まで、BPCC の実施状況を確認するために、ビジネスパートナーに協力を求めます。

弊社は、場合によっては、ビジネスパートナーが BPCC に定める基準を満たすために講じる措置について周知徹底を図るために行う研修・キャパシティ・ビルディングを支援することがあります。

<i>Business Partner Code of Conduct</i>	Revision:	Sept 15, 2020
<i>Corporate & External Affairs</i>	Date done:	June 2019

弊社は、ビジネスパートナーが BPCC の内容を従業員に伝え、さらにその指示内容を自社のビジネスパートナーに伝えることを期待します。

弊社は、ビジネスパートナーが本 BPCC 及び（場合によっては）ビューローベリタスが求めるその他の条件に従うこと、又はこれに相当する方針を策定していることを示す証拠を提示することに書面により同意することを期待します。

弊社はまた、ビジネスパートナーが BPCC に照らして自己評価を行い、不備を把握及び是正することを期待します。

インテグリティ

1. 贈収賄、汚職、利益誘導の防止

本項は、倫理規程の内容に影響を及ぼすことはないものとします。

ビューローベリタスは、事業活動を行う全ての国において利益誘導を含むあらゆる種類の贈収賄及び汚職を防止し、ビューローベリタスが本社・現地法人等を設立した、又は業務を実施する法域における贈収賄防止・汚職防止関連法令を遵守するために全力を尽くします。

ビューローベリタスは、いかなる種類の贈収賄及び汚職も**一切容認しない方針**です。公務員、顧客、サプライヤー又はその他の取引先との関係における贈収賄、キックバック、利益誘導及びその他の不適切な勧誘や取決めは固く禁じられています。

これには、政治献金と利益供与金（政府の日常的な事務処理を加速するために政府職員に渡す少額の支払い銭）の禁止も含まれます。

ビジネスパートナーは、ビューローベリタスのための又はビューローベリタスとの業務実施において、贈収賄、汚職及び利益誘導の**防止に取り組むもの**とします。ビジネスパートナーは、自社の取締役、役員、従業員及びビジネスパートナーがいかなる種類の贈収賄、その他の不適切な取り決めも行わないことを保証するものとします。

一部のビジネスパートナーは、デューディリジェンス実施時に公務員との個人的又は職務上の関係を開示するよう求められることがあります。このような関係がデューディリジェンス実施時に存在しなかった場合、又は他の何らかの理由によりビューローベリタスにまだ開示されていなかった場合には、機会があり次第、自社の主たるビューローベリタス連絡先に対してこれを開示するものとします。

ビジネスパートナーは、**不正行為やマネーロンダリングを発見、防止及び対応するための内部統制**を備えているものとします。また、ビューローベリタスとの取引に関する記録を正確かつ最新の内容に保ち、帳簿及び記録がビューローベリタスとの関係に関する取引の性質、範囲及び金額を正確に反映するものであることを保証するものとします。さらに、取引について適切な記録を作成し、これを点検するものとします。

ビジネスパートナーがビューローベリタスに対して請求書を発行する場合は、正確に記載し、合理的に詳細な内訳を示し、ビューローベリタス関連会社又はジョイントベンチャーの代わりに支払った料金又は経費の内容を証明する適切な証憑書類を提出するものとします。

<i>Business Partner Code of Conduct</i>	Revision:	Sept 15, 2020
<i>Corporate & External Affairs</i>	Date done:	June 2019

ビューローベリタスに影響を及ぼす可能性のある潜在的な不正行為は、速やかに報告するものとします。

ビジネスパートナーは、事業活動を行う法域において、利益誘導を禁止する法令を含む**汚職防止法**を遵守するものとします。

具体的には、ビジネスパートナーは以下のことを**行わない**ものとします。

- ビューローベリタス又はビジネスパートナーのために不適切な便益を確保する目的で、第三者に金銭、便益又はその他の価値のあるものを申し出、約束又は供与を許可すること。
- ビューローベリタス又はその従業員、取締役、役員若しくは第三者に対する不適切な便益の見返りとして、ビューローベリタス又はその従業員、取締役、役員若しくは第三者から金銭、便益又はその他の価値のあるものを要求、受取又は受取に同意すること。
- 事業又は政府・地方公共団体の決定に不適切な影響を及ぼす意図をもって、若しくは相手が雇用者又は国・地域の法令により受取が禁止されている価値のあるものを授受すること。
- 金銭又は価値のあるものの全部又は一部が不適切な目的で公務員又は他の第三者に提供される可能性があるかと疑う理由がある場合に、かかる金銭又は価値のあるものを第三者に提供すること。
- 第三者に働きかけることで、公務員に影響を与え、特定の行動を取らせる又は差し控えさせることを目的として、当該第三者に価値のあるものを申し出又は供与すること。
- 他の者に以上の規定に違反するよう促すこと、若しくは違反に加担又は許可すること。

2. 利益相反

ビジネスパートナーは、自社の関連当事者又はビューローベリタスの従業員が、ビューローベリタス及び/又はその顧客の利益を最優先して行動することを困難にするような、個人的、業務上若しくは組織としての利益相反を防止するための措置を講じるものとします。ビューローベリタスの事業取引に関してビジネスパートナーが下す決定は個人的利益・私利に左右されないものとします。

ビューローベリタスの従業員との個人的関係や親しい関係を利用して当該従業員の事業上の判断に影響を及ぼすことはないものとします。ビジネスパートナーの特定の従業員がビューローベリタスの従業員と関係があり、これが取引関係や事業関係における実際の又は潜在的な利益相反にあたる可能性がある場合は、速やかに自社の主たるビューローベリタス連絡先にこの事実を開示するか、若しくは当該ビューローベリタス従業員がこの事実を開示するようにさせるものとします。

3. 経済制裁とマネーロンダリング防止

ビジネスパートナーは、適用される全ての制裁、輸出管理規制、反ボイコット法、並びに欧州連合（EU）、英国及び米国の法令、政令、指令、指示、認可及び決定、並びに全ての関連法域におけるマネーロンダリング防止法令に従うものとします。

ビジネスパートナーは、ビューローベリタスがこれらの法令に違反する、又はその他によってこれらの法令により処罰を受けることになるような行動はいつさい取らず、又は差し控えるものとします。

4. 個人データの機密性とセキュリティ

ビューローベリタスのために個人データを収集及び/又は処理するビジネスパートナーは、個人データ、特に個人データの処理に係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会の規則（EU）2016/679 が適用される個人データの収集、処理、使用及び移転に関する

Title:	Business Partner Code of Conduct	Revision:	September 2020
	Corporate & External Affairs	Date done:	June 2019

関連法令を遵守するものとします。業務提供中に受け取った情報は全て極秘扱いとし、かつ極秘に保ち、公開する場合は事前に許可を得るものとします。

ビジネスパートナーはまた、個人データの違法な処理、並びに個人データの紛失、盗難、過失による又は不正な削除、改変又は破壊、ないしは破損、ないしは不正な開示、使用又はアクセスから自社とビューローベリタスを守るための適切な技術的・組織的セキュリティ措置を講じるものとします。

ビジネスパートナーは、とりわけ、ビューローベリタス・グローバル IS-IT 憲章、ユーザー向けビューローベリタス個人情報保護方針及びビューローベリタス・セキュリティ保険計画に従うものとします。

ビジネスパートナーはまた、ビューローベリタスが行うデータ保護影響評価により特定されたリスクを軽減するための行動計画を実施するものとします。

潜在的又は実際のデータ漏洩が発生した場合、ビジネスパートナーは可及的速やかに（いかなる場合にも発見から 72 時間以内に）ビューローベリタスに連絡し、ビューローベリタスと協議の上で定めた、影響低減のための全ての合理的な手段を講じるものとします。

5. 公平な競争

ビューローベリタスは、弊社サービスの利点を活かした適法かつ自由な競争の原則に従います。弊社は、弊社が事業活動を行う全ての国において適用される全ての独占禁止・競争法に従い、ビジネスパートナーにも同水準の公正な競争の取り組みと適用される独占禁止法の遵守を期待します。

6. 不正な株式取引

ビジネスパートナーは、ビューローベリタスから提供された機密情報を使用してのビューローベリタスの証券の取引を行わず、また、他の者にかかる取引を勧めないものとします。

7. 知的財産と機密情報

弊社は、ビジネスパートナーに、ビューローベリタスの知的財産権を含む全ての知的財産権を尊重することを期待します。ビジネスパートナーは、入手したビューローベリタスの機密情報の開示又は不正な使用を防止する適切な措置を講じるものとします。

弊社との強固な関係を築くためには、事実に基づくタイムリーなコミュニケーションが重要になります。ビジネスパートナーは、弊社の許可を得ることなく機密情報を開示しないものとします

ビジネスパートナーは、ビジネス・コミュニケーションの内容を慎重に検討し、高い水準を満たすものであることを保証するものとします。ビジネスパートナーは弊社の承認を受けることなく、弊社、弊社サービス又は弊社の取引関係に関するプレスリリースを発表しないものとします。

サステナビリティ

8. 環境保護

ビジネスパートナーは環境に関して適用される法令を遵守し、自然環境を保護するために必要な手段を講じるものとします。

ビジネスパートナーは、土地及び国家資源の権利に関して適用される国内法に従い、土地取得又は使用変更の場合は、これが影響を受ける個人又はコミュニティの権利を尊重していることを保証する手段を講じるものとします。

ビジネスパートナーは、生物多様性を保護し、さらに、より広範囲にわたり、自社事業の環境への影響を低減し、気候変動への対策を講じる取り組みを行うものとします

Title:	Business Partner Code of Conduct	Revision:	September 2020
	Corporate & External Affairs	Date done:	June 2019

9. 人権

ビジネスパートナーは、世界人権宣言及び国際連合のビジネスと人権に関する指導原則に定める万人の人権を尊重します。

ビジネスパートナーは、人権侵害の防止、並びに弊社のために実施する活動及び弊社に提供するサービスに起因する人権への影響の是正に責任を負うものとします。ビジネスパートナーは、その事業による人権侵害の特定、防止及び軽減のためのシステムとプロセスの維持と改善に取り組むものとします。人権侵害には、それぞれ該当する場合において、以下のものが含まれます。

● 児童労働

ビジネスパートナーは、自社事業において 16 歳未満の児童の雇用及び使用を禁止し、児童労働の使用に関与又はこれを支援しないものとします（児童労働とは、国際労働機関の定義により、子どもに精神的、身体的、社会的又は道徳的な悪影響を及ぼす労働、若しくは就学を阻害するなど子どもから大切な子ども時代、可能性又は尊厳を奪う労働が含まれます）。

また、18 歳未満の労働者を衛生や安全に影響を及ぼすおそれのある危険な作業に従事させないものとします。

● 強制労働、人身売買、移動の自由

ビジネスパートナーは、全ての種類の強制労働を禁止し、これを利用しないものとします。これには身分証明書没収、債務労働、捕虜、囚人又は奴隷労働などが含まれますが、これらに限られません。労働は全て自発的に行われるものでなくてはなりません。

ビジネスパートナーは、労働時間、最低賃金を含む賃金、時間外労働及び諸手当に関して適用される全ての法令を遵守して事業活動を行うものとします。従業員は、合理的な期間内に事前通知をすることで、自由に雇用関係を終了させることができるものとします。

● 結社の自由と団体交渉権

ビジネスパートナーは、地域の法令に従って、労働者が適法な労働組合及びその他自分で選んだ団体を自由に結成する又はこれに参加する権利、及び相互利益のために団体交渉を行う権利を支持するものとします。また、採用、昇任、配置転換、解雇などの分野において労働組合への加入や活動により差別をしない方針を採るものとします。国内法制により結社の自由の権利が禁止又は厳しく制限されている国においては、ビジネスパートナーは、適用される法令の枠内において、労働者の利益の効果的な表明と労使協議を促進するための代替手段の確立を支援します。

ビジネスパートナーは、従業員が自分の意見、懸念や問題について上司と話し合い、労働条件に関する問題に共に取り組むことができよう、職場における率直かつ誠実なコミュニケーションを奨励します。

● 差別とハラスメント

ビジネスパートナーは、人種、肌の色、宗教、性別、年齢、政治信条、国民的系統、社会的出自、妊娠・出産、障害、健康状態、婚姻歴及び性的指向等による、従業員に対するあらゆる種類の差別とハラスメントを禁止するものとします。

● 労働時間と報酬

ビジネスパートナーは、労働時間、最低賃金を含む賃金、時間外労働及び諸手当に関して適用される全ての法令を完全に遵守して事業活動を行うものとします。

求人、配置、研修、報酬及び昇任に関するビジネスパートナーの決定は、人種、肌の色、宗教、性別、国籍、社会的出自、年齢、性的指向、婚姻歴、健康状態、障害、政治信条、性転換又は適用される国・地域の法令によって保護されているその他の地位にかかわらず、専ら資格、業績、技能及び専門知識・技術に基づくものとします。

Title:	Business Partner Code of Conduct	Revision:	September 2020
	Corporate & External Affairs	Date done:	June 2019

- ダイバーシティとインクルージョンの支持**
 ビジネスパートナーは、全ての職場においてダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂）を支持・推進するものとします。
- プライバシーの保護**
 ビジネスパートナーは、プライバシーと表現の自由に対する権利を尊重し、個人情報・データの不正なアクセス、使用、破壊、改変又は開示から従業員を保護するために全ての合理的な手段を講じるものとします。ビジネスパートナーは、適用される地域の法令に従って従業員の個人データを処理します。また、必要に応じて、従業員データの安全保護措置を講じることで、従業員のプライバシーと尊厳を守ります。
- セキュリティ**
 ビジネスパートナーは、労働者、敷地・建物及び設備のセキュリティを確保するために必要な対策を講じるものとします。現場のセキュリティ対策により、地域住民や他の第三者の安全性やセキュリティに悪影響を与えたり、労働者や第三者の人権の尊重を損なわないようにします。
- 土地に関する権利**
 ビジネスパートナーは、土地と国家資源に関して適用される全ての国内法に従い、土地取得又は使用変更により影響を受ける個人やコミュニティの権利を尊重するために必要な手段を講じるものとします。

安全性

10. 職場の衛生・安全

ビジネスパートナーは、事故や怪我のリスクを最小限に抑え、衛生・安全上のリスクにさらされる機会を減らすために、全従業員に暴力、ハラスメント、脅迫、その他の危険で安全を脅かす状況のない、安全で衛生的な職場を提供することに努めるものとします。ビジネスパートナーの衛生・安全プログラムは、適用される法令に従うものとします。これには、労働者への適切な身体保護具の提供、職場の危険物に関する安全手順や研修プログラムの策定、緊急事態発生時の対処の方針や手順の確立などが含まれます。

ビューローベリタスのために実施する作業は全て、ビューローベリタス安全方針・手順に従って厳格に行うものとします。指示の詳細は、下請業者向けビューローベリタス安全・危機管理ハンドブックに記載されています。

下請業者は、ビューローベリタスのために行う業務において事故が発生した場合は、遅滞なくビューローベリタスに報告するものとします。

実施規則

11. 内部告発に関する方針

ビューローベリタスは、従業員及びビジネスパートナーが弊社業務において本 BPCC に反すると思われる言動を目撃した場合に、名指しか否かを問わず、これを告発することを奨励します。

これは外部の通報窓口（アラートライン）によりサポートされ、オンライン、電子メール又は電話で問題を報告することができます。ビジネスパートナーは、従業員及び外部の個人が苦情を報告できるシステムを設置するものとします。

Title:	Business Partner Code of Conduct	Revision:	September 2020
	Corporate & External Affairs	Date done:	June 2019

苦情対応システムの目的は、あくまでも、申し立ての内容の理解に努め、悪影響がある場合はこれを緩和し、必要に応じて何らかの是正策を講ずることです。ビジネスパートナーは、苦情対応システムの利用方法を理解し、問題が発生した場合にこれに対処するプロセスを説明できることを保証するものとします。問題にはタイムリーに対応します。

ビジネスパートナーはまた、誠意をもって苦情や懸念を報告した従業員や他の株主に対する報復を禁ずるものとします。

12. 報告

ビジネスパートナーが自社又は第三者による本 BPCC の違反に気づいた場合は、速やかに自社の主たるビューローベリタス連絡先に通知し、ビューローベリタス「法務・コンプライアンス」又は「社内・社外事務」の連絡先に報告するものとします。ビジネスパートナー又は顧客ないしはコミュニティが提出した報告書は全て、ビューローベリタス倫理規程に定める現行の手順に従って調査及び対応します。この際には、かかる手順全体にわたって、合理的に可能な、かつ、適用される法令により必要とされる範囲で機密性を維持します。

13. 違反への対応

ビューローベリタスは本 BPCC の違反について評価し、その重大性に応じて、以下のように対応します。

- ビジネスパートナーが採用している同様の方針を考慮する。
- 違反是正に要する期間を設定する。
- ビジネスパートナーとの取引関係を制限、中断又は終了する。

この際、ビューローベリタスは、この違反が透明性を確保しつつ開示されたかどうか、ビジネスパートナーが自社内で適切な是正手段を講じたかどうかなどの要素を考慮します。違法行為については、ビューローベリタスが法執行当局に報告する場合があります。

14. 参考資料

本 BPCC は、以下のビューローベリタスの資料に基づいています。

- ビューローベリタス倫理規定
- ビューローベリタス人権・労働方針
- ビューローベリタス包摂（インクルージョン）方針
- ビューローベリタス安全・危機管理ハンドブック
- ビューローベリタス・グローバル IS-IT 憲章
- ビューローベリタス個人情報保護方針
- ビューローベリタス・セキュリティ保険計画

上記の資料は、各ビジネスパートナーの主たるビューローベリタス連絡先から入手できます。

15. ビューローベリタス連絡先

- ビューローベリタス「法務・コンプライアンス」 EVP（エグゼクティブ・バイス・プレジデント） Beatrice Place-Faget（ベアトリス・パラスーフアジェ）
+33 1 5524 7608 – Beatrice.place-faget@bureauveritas.com
- ビューローベリタス「社内・社外事務」 EVP・Marc Boissonnet（マルク・ボワソネ）
+33 1 5524 7712 – marc.boissonnet@bureauveritas.com
- 通報窓口（アラートライン） www.expolink.co.uk/bureauveritas-bureauveritas@expolink